

請負工事品質管理基準改正資料

令和 8 年 10 月

名古屋市緑政土木局

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧E001 [4]－68	粒状路盤：修正CBR20％以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30％以上） ・アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30％以上とする。	・施工前及び1000㎡につき1回、または材料変更時にも行う。 例 100㎡～1000㎡未満 施工前のみ実施 1000㎡～2000㎡未満 施工前＋1回 2000㎡～3000㎡未満 施工前＋2回 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2 参照	・施工前及び1000㎡につき1回、または材料変更時にも行う。 例 100㎡～1000㎡未満 施工前のみ実施 1000㎡～2000㎡未満 施工前＋1回 2000㎡～3000㎡未満 施工前＋2回 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	・施工前及び材料変更時	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧E004 [4]－80	1.5％以下	・施工前及び材料変更時	・CS:クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・施工前及び材料変更時	・高炉徐冷スラグに適用する。 ・使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり量が50％以下とする。	・施工前及び材料変更時	・再生クラッシュランに適用する。 ・使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧G021-2 [4]－256 砂置換法（JIS A 1214） ※最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93％以上 X 10 95％以上 X 4～6 96％以上 X 3 97％以上 歩道路盤 最大乾燥密度の93％以上 X 10 95％以上 X 4～6 96％以上 X 3 97％以上	・1000㎡につき1個 例 500㎡～1000㎡未満 3個 1000㎡～2000㎡未満 3個 2000㎡～3000㎡未満 3個 3000㎡～4000㎡未満 4個 4000㎡～5000㎡未満 5個	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93％以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が合格判定値を満足するのが望ましいが、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が合格判定値を満足していなければならない。 ・X3が合格判定値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X4～6が合格判定値を満足していればよい。 ・施工面積が500㎡未満の場合は、異常が認められたとき行うものとする。	
			ブルーフローリング※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧G023 [4]－288		・随時 ・全幅、全区間について実施 ・歩道路盤、路肩路盤を除く	・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
下層路盤	施工	必須 その他		または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領（案）」		・ 随時 ・ 全幅、全区間で実施する。 ・ 歩道路盤、路肩路盤を除く ・ 事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・ 地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
			平板載荷試験	JIS A 1215	・ セメントコンクリート舗装の場合 N5～N7 K30 200Mpa/m N1～N4 K30 150Mpa/m ・ 合計路盤厚 20cm未満の場合 加熱As安定処理有り K30 0.196 N/mm ³ 加熱As安定処理無し K30 0.177 N/mm ³	・ 1,000㎡につき1回 例 500㎡～1000㎡未満 1回 1000㎡～2000㎡未満 2回 2000㎡～3000㎡未満 3回 3000㎡～4000㎡未満 4回 4000㎡～5000㎡未満 5個	セメントコンクリートの路盤に適用する。 ・ 合計路盤厚20cm未満の場合に適用する。 ・ 施工面積が500㎡未満の場合は、異常が認められたとき行うものとする。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2 参照 骨材2.36mmの粒度範囲（％） ±15以内 骨材75μmの粒度範囲（％） ±6以内	異常が認められたとき		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	異常が認められたとき		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	異常が認められたとき		
透水性舗装路盤 ※ 透水係数及び空隙率以外は、下層路盤の「材料」「施工」の各項目に準じる	材料	必須	透水係数	JIS A 1218	透水係数（cm/s） $3\times 10^{-3}\sim 4\times 10^{-2}$	・ 施工前及び1000㎡につき1回、または材料変更時にも行う。 例 100㎡～1000㎡未満 施工前のみ実施 1000㎡～2000㎡未満 施工前＋1回 2000㎡～3000㎡未満 施工前＋2回	使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	
			空隙率	JIS A 1104 JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 1125	空隙率（％） 6～18％	・ 施工前及び1000㎡につき1回、または材料変更時にも行う。 例 100㎡～1000㎡未満 施工前のみ実施 1000㎡～2000㎡未満 施工前＋1回 2000㎡～3000㎡未満 施工前＋2回	使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	
上層路盤 （改良路盤材除く）	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001 [4]－68	修正CBR 80％以上 （アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90％以上。ただし、40℃で試験を行った場合は80％以上）	・ 施工前及び1000㎡につき1回、または材料変更時にも行う。 例 100㎡～1000㎡未満 施工前のみ実施 1000㎡～2000㎡未満 施工前＋1回 2000㎡～3000㎡未満 施工前＋2回 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001 [4]－68	修正CBR 80％以上	・ 施工前及び1000㎡につき1回、または材料変更時にも行う。 例 100㎡～1000㎡未満 施工前のみ実施 1000㎡～2000㎡未満 施工前＋1回 2000㎡～3000㎡未満 施工前＋2回 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	・ MS: 粒度調整鉄鋼スラグ及び HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・ 使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	骨材2.36mmの粒度範囲（％） ±15以内 骨材75μmの粒度範囲（％） ±6以内	・ 施工前及び1000㎡につき1回、または材料変更時にも行う。 例 100㎡～1000㎡未満 施工前のみ実施 1000㎡～2000㎡未満 施工前＋1回 2000㎡～3000㎡未満 施工前＋2回 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装(再生アスファルト舗装含む)	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧B008 [3]－218	表層・基層 基準密度の94%以上 X10 96%以上 X4～6 96%以上 X3 96.5%以上 アスファルト安定処理 基準密度の93%以上 X10 95%以上 X4～6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道舗装 基準密度の90%以上 X10 90% 以上 X4～6 90.5%以上 X3 91% 以上	・1000㎡につき1個 例 500㎡～1000㎡未満 3個 1000㎡～2000㎡未満 3個 2000㎡～3000㎡未満 3個 3000㎡～4000㎡未満 4個 4000㎡～5000㎡未満 5個 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	・締固め度は、個々の測定値が規格値の基準密度以上を満足するものとし、かつ平均値については以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が合格判定値を満足するのが望ましいが、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が合格判定値を満足していなければならない。 ・X3が合格判定値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X4～6が合格判定値を満足していればよい。 ・施工面積が500㎡未満の場合は、異常が認められた場合に行うものとする。	
			温度測定（初転圧前）	温度計による。 JIS Z 8710	110℃以上 混合物の温度を監督員と協議して決定すること。	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			※右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、「表面温度測定装置を用いたアスファルト舗装の温度管理要領（案）」	110℃以上 混合物の温度を監督員と協議して決定すること。	・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	アスファルト舗装の表面温度を連続的に計測し、施工範囲全体の表面温度をヒートマップとして記録・管理する。	
			混合物のアスファルト抽出試験	舗装調査・試験法便覧G028	表層・基層 アスファルト量 ±0.9%以内 X10 ±0.55%以内 X4～6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内 アスファルト安定処理 アスファルト量 ±1.2%以内 X10 －0.8%以上 X4～6 －0.8%以上 X3 －0.7%以上	・250 tにつき1個 例 50t～250t未満 3個 250t～500t未満 3個 500t～750t未満 3個 750t～1000t未満 4個 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	・最低3個の測定値の平均値X3が合格判定値を満足していなければならない。 ・X3が合格判定値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X4～6が合格判定値を満足していればよい。 ・使用量が50t未満の場合は、異常が認められた場合に行うものとする。	
			混合物の骨材粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧G028	表層・基層 2.36mmふるい：±12%以内 X10 ±8.0%以内 X4～6 ±7.5%以内 X3 ±7.0%以内 75μmふるい：±5%以内 X10 ±3.5%以内 X4～6 ±3.5%以内 X3 ±3.0%以内 アスファルト安定処理 2.36mmふるい：±15%以内 X10 ±10.0%以内 X4～6 ±9.5%以内 X3 ±8.5%以内 75μmふるい：±6%以内 X10 ±4.0%以内 X4～6 ±4.0%以内 X3 ±3.5%以内	・250tにつき1個 例 50t～250t未満 3個 250t～500t未満 3個 500t～750t未満 3個 750t～1000t未満 4個 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	・最低3個の測定値の平均値X3が合格判定値を満足していなければならない。 ・X3が合格判定値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X4～6が合格判定値を満足していればよい。 ・使用量が50t未満の場合は、異常が認められた場合に行うものとする。	
			外観検査（混合物）	目視		随時		

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
埋戻工及び盛土工 (建設発生土)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3 種類) のいずれかを実施する。	または、「R1 計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」 最大粒径>100mm	・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 92%以上（締固め試験 (JIS A 1210) A・B 法）。 ・路床：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の 97%以上（締固め試験 (JIS A1210) A・B 法）もしくは 92%以上（締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E 法）。	路体、路床とも1日の1層当りの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、1500㎡を標準とし、1日の施工面積が2000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1 管理単位あたりの測定点数を例に示す。 例 500 ㎡未満 5点 500 ㎡～1000㎡未満 10点 1000㎡～2000㎡未満 15点	規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議のうえで、再転圧を行うものとする。	
				または、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックのすべてが規定回数だけ締固められたことを確認する。	・盛土を管理する単位（以下「管理単位」という。）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ・1 日の施工が複数層におよぶ場合でも 1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ・土取り場の状況や土質状況が変わる場合は、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーローリング ※右記試験方法 (2 種類) のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]－288		路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	確認試験である。ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーローリング管理要領(案)」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線毎に延長40 m について1箇所割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリート舗装の路床に適用する。 確認試験である。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線毎に延長40 m について1箇所割で行う。	確認試験である。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または、含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 S044 [1]－273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 S046 [1]－284	設計図書による。	ブルーローリングでの不良箇所について実施する。	確認試験である。	
埋戻工及び盛土工 (改良土)	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	最大粒径 道路一般 50mm以下 管廻り 25mm以下 75μmふるい通過百分率 25%以下	施工前及び1000㎡につき1回 例 100㎡～1000㎡未満 施工前のみ実施 1000㎡～2000㎡未満 施工前+1回 2000㎡～3000㎡未満 施工前+2回 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	
			標準CBR試験	注) 標準 CBR は、改良土を安定させた後、試料土を 15 cmモールドに 3 層に分けていれ、各層 42 回ずつ突き固めて 6 日間室内養生し、4 日間水浸した後、測定した CBR 値をいう。	標準CBR値 10%以上	施工前及び1000㎡につき1回 例 100㎡～1000㎡未満 施工前のみ実施 1000㎡～2000㎡未満 施工前+1回 2000㎡～3000㎡未満 施工前+2回 1回当りの供試体数は3個とする。 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
埋戻工及び盛土工 (改良土)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックのすべてが規定回数だけ締固められたことを確認する。	・盛土を管理する単位（以下「管理単位」という。）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ・1日の施工が複数層におよぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ・土取り場の状況や土質状況が変わる場合は、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング ※右記試験方法 (2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]－288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。 ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	確認試験である。ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領(案)」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線毎に延長40mについて1箇所割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリート舗装の路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線毎に延長40mについて1箇所割で行う。	確認試験である。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または、含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 S044 [1]－273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 S046 [1]－284	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良個所について実施する。	確認試験である。	
埋戻工及び盛土工 (管廻り〈管頂部まで〉溶融スラグ骨材)	材料	必須	表乾密度及び吸水率試験	JIS A 1109	表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	溶融スラグ骨材製造者が、実施した品質管理結果（品質証明書類）で、代替できるものとする。		○
			水締CBR試験	注） 水締CBRとは、ろ紙を敷いたモールドに水を混ぜて飽和させた試料（砂等）を全厚が、15 cmになるようにいれ、その上にろ紙及び自重5 kgの軸付き有孔板を乗せ、モールドの周囲を木槌でたたいて落ちつかせ、大気中に15分間放置して測定したCBR値をいう。	水締CBR値：2%以上	施工前及び1000㎡につき1回 例 100㎡～1000㎡未満 施工前のみ実施 1000㎡～2000㎡未満 施工前＋1回 2000㎡～3000㎡未満 施工前＋2回 1回当りの供試体数は2個とする。 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	使用量が100㎡未満の場合は、省略できるものとする。	

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
埋戻工及び盛土工 (購入土：砂系、土系)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックのすべてが規定回数だけ締固められたことを確認する。	・盛土を管理する単位（以下「管理単位」という。）に分割して管理単位毎に管理を行う。 ・1日の施工が複数層におよぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 ・土取り場の状況や土質状況が変わる場合は、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
			ブルーフローリング ※右記試験方法 (2種類)のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]－288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	確認試験である。ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーフローリング管理要領(案)」		・全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	各車線毎に延長40mについて1箇所割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリート舗装の路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線毎に延長40mについて1箇所割で行う。	確認試験である。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または、含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 S044 [1]－273	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 S046 [1]－284		ブルーフローリングでの不良個所について実施する。	確認試験である。	

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 F031、F032 [4]－277、[4]－230	設計図書による。	施工前及び土質の変化したとき。 CBR試験は、配合設計CBRとする。 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	安定処理対象路床が100 m ³ 未満の場合省略できるものとする。	
			土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	施工前及び土質の変化したとき。 ※公的機関等による品質試験の対象とする。	安定処理対象路床が100 m ³ 未満の場合省略できるものとする。	
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A1214） 最大粒径＞53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]－182 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。	1000m ² につき1個 ただし、500m ² 以上の工事は1工事当り3個以上。 例 500 m ² ～1000 m ² 未満 3個 1000 m ² ～2000 m ² 未満 3個 2000 m ² ～3000 m ² 未満 3個 3000 m ² ～4000 m ² 未満 4個	安定処理対象路床が500 m ³ 未満の場合は、異常が認められたとき行うものとする。	
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の97%以上（締固め試験（JIS A1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。	1日の1層当りの施工面積を基準とする。管理単位の面積は、1500m ² を標準とし、1日の施工面積が2000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数を例に示す。 例 500 m ² 未満 5点 500 m ² ～1000 m ² 未満 10点 1000 m ² ～2000 m ² 未満 15点	規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、再転圧を行うものとする。	
			ブルーローリング ※右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	舗装調査・試験法便覧 G023 [4]－288		路床仕上げ後、全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	確認試験である。ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
				または、「地盤変形量測定装置を用いたブルーローリング管理要領（案）」		・路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・事前計測精度確認を行い、システムの計測精度が確保されていることを確認する。	・地盤の変形を連続的に計測し、施工範囲全体の変形量をヒートマップとして記録・管理する。	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	各車線毎に延長40 mについて1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路床に適用する。	

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
コンクリートブロック舗装（クッション材目地材）	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	土木工事標準仕様書による。 (3.8.18 ブロック舗装工による)	施工前及び1000㎡につき1回 例 300㎡～1000㎡未満 施工前のみ実施 1000㎡～2000㎡未満 施工前＋1回 2000㎡～3000㎡未満 施工前＋2回 ※材料変更時にも行う。	舗装面積が300㎡未満の場合、省略できるものとする。	○
ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の 最大表面粗さ：50μmRy以下 二次部材の最大表面粗さ：100μmRy以下 (ただし、切削による場合は、50μmRy以下もこれに準ずる)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する表面の粗度をあらわし、50μmRyとは表面あらさ50/1000mmの凸凹を示す。	
			ノッチ深さ	目視・計測	主要部材： ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け	目視	わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			ベベル精度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
			真直度	計測器による計測	設計図書による（日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく）			
溶接工	施工試験	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	溶接方法は、 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1 開先溶接試験溶接方法 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
溶接工	施工試験	必須	型 曲 げ 試 験 （19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2	溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれ3個の平均値）	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片試験片 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図17.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3	溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1	溶接方法は「 日本道路協会道路橋示方書・同解説 」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
溶接工	施工試験	必須	非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査 20.8.7内部きず検査 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査17.8.7内部きず検査の規定による。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編鋼部材・鋼上部構造編17.8.6外部きず検査17.8.7内部きず検査の規定による。	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 20.8.4 溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法 図-17.8.1開先溶接試験溶接方法による。なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS A 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状： 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編17.8.4溶接施工法図-17.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は、235N/mm ² 以上、引張強さは400～550 N/mm ² 、伸びは20％以上とする。ただし、溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○

請負工事品質管理基準

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
溶接工	施工試験	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	<p>試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については以下を満たす場合には合格としてよい。</p> <p>引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2種類以上とする。</p> <p>圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3種類以上とする。なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。</p>	<p>放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。</p> <p>超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。</p>	<p>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、</p> <p>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 表-解17.8.6及び表-解17.8.7及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解17.8.6及び表-解17.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、</p> <p>「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編 16.3.2継手の強度等級に示されている。</p> <p>（非破壊試験を行う者の資格）</p> <ul style="list-style-type: none">・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	
			外観検査(割れ)	目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のピット）	目視・ノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあってはならない。1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		

請負工事品質管理基準

			外 観 形 状 検 査 （ビート表面の 凹凸）	目視・ノギス等による計 測	ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で 3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視 確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全 延長実施する。		
			外 観 形 状 検 査 （アンダーカッ ト）	目視・ノギス等による計 測	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼 橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 「日本道路協 会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上部構 造編17.8.6外部きず検査の規定による。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視 確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全 延長実施する。	「日本道路協会道路橋示方書・同 解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編表解 20.8.4及び表解20.8.5に各継 手の強度投球を満たす上でアン ダーカットの許容値が示されて いる。表解20.8.4及び表解 20.8.5に示されていない、継手の アンダーカットの許容値は、「日 本道路協会道路橋示方書・同解 説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手 の強度等級「日本道路協会道路橋 示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼上 部構造編表解17.8.4及び表解 17.8.5に各継手の強度等級を 満たすうえでのアンダーカット の許容値が示されている。表解 17.8.4及び表解17.8.5に示され ていない継手のアンダーカット の許容値は、「日本道路協会道路 橋示方書・同解説」Ⅱ鋼部材・鋼 上部構造編16.3.2継手の強度等 級に示されている。	